

平成 28 年 12 月 15 日

西宮市政記者クラブ 各位

西宮市総務局長

宿日直業務を行う衛士（非常勤嘱託職員）の報酬にかかる労働基準監督署からの是正勧告について

西宮市の宿日直業務を行う施設保安全管理課所属の衛士（非常勤嘱託職員）の報酬について、平成 28 年 8 月 5 日、西宮労働基準監督署から本市に対し、仮眠時間の取り扱いについて、労働基準法及び最低賃金法に違反しているため、是正するよう勧告があり、12 月 12 日に西宮労働基準監督署に対し、最低賃金法第 7 条に基づく最低賃金の減額の特例許可の申請手続を行いましたので公表いたします。

## 1. 是正勧告の概要

兵庫県の最低賃金の適用を受ける宿日直業務を行う非常勤嘱託職員に対する報酬について、法定の除外事由がないのに、当該最低賃金以上の報酬として支払っていないこと。不足分については遡って是正すべきであること。

## 2. 事案の概要

本市の施設保安全管理課で任用している衛士（非常勤嘱託職員）については、本庁及び支所（市内 2ヶ所）の開庁時間以外の時間帯（平日は 17 時 10 分から翌 8 時 50 分まで、土日祝は 8 時 45 分から翌 8 時 50 分まで）に、宿日直業務として休日及び夜間における戸籍等の届出受付などの業務に従事させている。

本市では、これまで夜間の対応については、22 時から翌 6 時の間について仮眠時間とし、この時間は労働から解放されるものとして、賃金の支払対象とはならない休憩時間としていた。本市としては、仮眠時間以外における労働時間 1 時間あたりの報酬額は兵庫県の最低賃金を上回っていたことから、最低賃金の減額の特例許可の手続は必要ないものと考えてきた。なお、仮眠時間中に業務が発生すれば、業務した時間に応じて超過勤務相当額を支給していた。

しかし、今回、西宮労働基準監督署から、当該業務については、最低賃金の減額の特例許可の対象となる断続的労働ではあるが、休憩時間についても、いつ起こされ、いつ就労の必要が生じるかわからない状態で待機している時間であり、就労しないことが使用者から保障されていないことから、休憩時間とは言いがたく、仮眠時間も労働時間とみなされるため、最低賃金の減額の特例許可がなければ最低賃金法違反であると指摘された。

### 3. 是正措置の内容

上記の是正勧告を受けて、次の是正措置を行う。

#### (1) 過去分の対応について

労働基準法上、賃金請求権は2年であることから、過去2年分（平成26年10月1日から平成28年9月30日まで）の勤務に係る報酬について、基本報酬及び深夜割増分を当時の兵庫県の最低賃金額をもとに算出し、過去2年間本庁及び支所に勤務していた衛士に対し、既に支払っている報酬額との差額について遡及して支払う。

- ①支払対象者 15名
- ②支払見込額 約990万円
- ③支払時期 支払内容が確定次第速やかに支払を行う

#### (2) 最低賃金の減額の特例許可手続について

施設保全管理課の非常勤嘱託職員については、最低賃金法第7条に基づく最低賃金の減額の特例許可の申請手続を12月12日に行った。

#### (3) 類似業務を行う非常勤嘱託職員の取り扱いについて

西宮市立寿園（養護老人ホーム）では、非常勤嘱託職員を任用し、17時から翌9時までの時間帯について、寿園での宿日直業務として施設内の巡回及び緊急時の入所者対応などの業務に従事させている。

この業務について労働基準監督署からは是正勧告は受けてはいないが、23時～翌6時まで仮眠時間としており、施設保全管理課の事例と同様、仮眠時間は休憩時間としていた。今回、是正勧告の内容を踏まえ、寿園についても是正措置を行うこととし、上記衛士と同様に過去2年分、既に支払っている賃金額との差額について遡及して支払う。

- ①支払対象者 7名
- ②支払見込額 約180万円
- ③支払時期 支払内容が確定次第速やかに支払を行う

なお、最低賃金の減額の特例許可の申請手続については、近日中に終える予定。

問合せ) 西宮市総務局管財部施設保全管理課

電話 35-3575

西宮市総務局人事部職員課

電話 35-3501

西宮市健康福祉局高齢施設課（寿園）

電話 53-6374